

青少年芸術祭

市青少年芸術祭実行委員会では、「青少年の手で郷土に新しい芸術文化の波を」をテーマに、**下表**の通り、ハーモニーホール座間を会場としてさまざまな部門で公演や作品展示を行う「青少年芸術祭」を開催します（入場自由）。



部門	とき	ところ	内容
【人形劇部門】 ゆかいな人形のフェスティバル	1月26日（土）午後0時30分開場、午後1時開演	小ホール	市内で活動しているアマチュア劇団による人形劇公演
【音楽部門】 第17回座間市の吹奏楽ジョイントコンサート～広げよう音楽の輪	2月9日（土）正午開場、午後0時20分開演	大ホール	市内中学校・高等学校の吹奏楽部と一般団体の吹奏楽ジョイント公演
【展示部門】 青少年美術展	2月23日（土）・24日（日）午前9時15分～午後5時（最終日は午後4時まで）	小ホール	青少年（小学生～30歳）の絵画・彫塑・写真・デザイン・イラスト・工芸作品の展示
【舞踊部門】 ダンシングインZAMA2019	3月10日（日）午後0時30分開場、午後1時開演	大ホール	市内で活動する団体の創作舞踊、ヒップホップ・ジャズなどのダンス公演

※公演中は入場できない場合があります。

※音楽・舞踊部門は録音・撮影ができません。

担当 青少年課 ☎046(253)8415 ☎046(259)2163

消費生活講座

日本葬祭アカデミー教務研究室の二村祐輔さんを講師に招き、「亡くなってからでは遅い～いまどきのお墓事情～」をテーマに講座を開催します。

○とき 1月24日（木）午前10時～正午

○ところ ハーモニーホール座間2階 大会議室

○定員 50人（申込順）

○受講料 無料

○申込方法 1月17日（木）午後5時までに電話、ファクスまたは直接担当へ

※ファクスの場合は氏名、住所、電話番号を明記してください。

担当 広聴人権課 ☎046(252)8146 ☎046(252)0220

防災カフェ

市とざま災害ボランティアネットワークでは、1月15日（火）～21日（月）の「防災とボランティア週間」に合わせ、「みんなの笑顔 備えあつての 未来かな」をテーマに無料で喫茶をしながら減災・災害について気軽に話し合える「防災カフェ」を開催します。

○とき 1月15日（火）～18日（金）午前10時～午後4時（最終日は午後3時30分まで）

○ところ 市役所1階市民サロン

○内容 家具の固定方法やガラス飛散防止フィルム張りなどの体験会、防災減災に関するミニ講座

○入場 自由

担当 危機管理課 ☎046(252)7395 ☎046(252)7773

市民とともにつくるまち

Tomodachi Salon

市と市民団体アクティヴ・ママでは、相互提案型協働事業として、外国籍の親子への理解を深めるために、多国籍親子支援事業「Tomodachi Salon」を開催しています。今回は、外国籍の母親が、母国のあいさつや文化を紹介する他、オリジナルバッグ作りなどを行います。

○とき 1月17日（木）午前10時～正午

○ところ ハーモニーホール座間2階 大和室

○対象 市内在住の外国籍の親子、日本人親子（大人だけの参加可）

○参加費 無料

○参加方法 当日直接会場へ

○問い合わせ先 アクティヴ・ママ ☎070(1489)9573

※日本語での会話が不安な方は、電子メール（active_mama_zama@yahoo.co.jp）でお問い合わせください。

担当 渉外課 ☎046(252)8035 ☎046(255)3550

1月の相談日（祝・休日を除く）※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活（訪問販売・多重債務など）	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～3時30分	☎046(252)8490（電話相談可）
弁護士（面談のみ）	8日夜	予約制（電話可） 受付☎046(252)8218 市役所1階相談室 ※4日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は年度内一人につき1回（25分以内）、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
	9日	
	15日夜	
	16日	
	22日夜	
行政書士（遺言書等作成）	17日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分
	17日	毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分
交通事故司法書士（登記・少額訴訟）	15日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時
	18日	奇数月第3金曜日午後1時30分～4時30分
不動産分譲マンション（取引・契約）	24日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分
	11日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分（10日まで受け付け）
市民一般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
人権擁護委員（近隣問題など）	8日	毎月第2火曜日午前9時～11時30分
ドメスティックバイオレンス	毎週月曜・火曜・水曜・金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階広聴人権課
	17日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分（予約制（電話可）。15日まで受け付け）
社会福祉士（成年後見制度）	17日	担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
認知症	毎週月曜日午前10時～正午、午後1時～3時（電話のみ）	担当 介護保険課 ☎046(252)7084
障がい者就労支援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午と午後1時～3時（予約制（電話可））	市役所1階障がい福祉課
	毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））	
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	担当 生活支援課 ☎046(252)8566
駐留軍離職者	17日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時
児童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分（電話可）	市役所5階5-2会議室
	担当 商工観光課 ☎046(252)7604	担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時（予約制（電話可））	市役所2階子ども育成課
青少年	担当 子ども育成課 ☎046(252)7201	担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階青少年相談室
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時	市役所5階教育研究所
	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時（電話のみ）	☎046(259)2164
就学（障がい児対象）	担当 教育研究所 ☎046(259)2164	市役所5階教育指導課
	毎週月曜～金曜日午前9時～正午と午後1時～4時（予約制（電話可））	担当 教育指導課 ☎046(252)8732

1月に納めていただくのは

▽国民健康保険税（8期）▽介護保険料（8期）▽後期高齢者医療保険料（7期）

※市指定の金融機関、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアなどで納めてください。使用料などもお忘れなく。

※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。

※納期限を過ぎると、督促状が発送されます。また、延滞金を納めていただく場合があります。

※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は収納課 ☎046(252)8021へ（国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003へ）。